

災害時の歯科保健医療活動にかかるガイドライン（骨子案）

目次

第1章 はじめに

- (1) 本ガイドラインの目的
- (2) 本ガイドラインの位置づけ
- (3) これまでの経緯
- (4) 災害時の歯科保健医療にかかる連携体制
- (5) 災害フェーズ

第2章 各フェーズの歯科保健医療活動

- (1) フェーズごとの想定される状況と主な対応
- (2) 災害時における主な歯科保健医療活動

第3章 受援体制

- (1) 受援に関する考え方
- (2) 必要な人的資源、物的資源の把握と検討
- (3) コーディネーターの配置
- (4) 関係団体等との連携

第4章 平時における災害時歯科保健医療体制の整備

- (1) マニュアル、指針、BCP（事業継続計画）等の整備
- (2) 関係団体等との連携
- (3) 訓練等の実施
- (4) 災害時の歯科保健に関する普及啓発

第5章 その他（資料等）

第1章 はじめに

（1）本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、歯科医療従事者や行政機関を対象に、主に発災から、災害発生前と同程度の歯科医療機能に復旧するまでの期間の活動にかかる指針とする。併せて、平時における災害時歯科保健医療体制の整備に役立つ指針とする。

（2）本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、「大阪府地域防災計画」及び「大阪府保健医療調整本部活動ガイドライン」に基づく、大阪府が行う災害時の歯科保健医療業務について、災害フェーズごとの主な対応等を具体的に定めるもの。

大阪府保健医療調整本部活動ガイドラインにおいて「保健医療活動を実施するにあたって必要となる個別の対応マニュアル等は別に定める」とされている個別の対応マニュアルのうち、「健康づくり班」として、日本災害歯科支援チーム（JDAT）（大阪府歯科医師会と締結した「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」に規定する「歯科医療班」を含む。本ガイドラインにおいて以下同じ。）の受入れ及び派遣調整等を行う際の指針となるもの。

なお、本マニュアルに示した活動内容は目安であり、災害の種類や被害状況等に応じて弹力的に活用するものとする。

（3）これまでの経緯

大阪府では、平成29年に災害時の歯科医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）を一般社団法人大阪府歯科医師会との間で締結したところ。また、大規模災害等の発生時に、大阪府保健医療調整本部等において歯科保健医療分野における大阪府全体の災害医療活動を調整する、大阪府災害医療コーディネーターを委嘱し、訓練や研修等を通じ、連携体制の構築に努めてきた。このほか、災害時に必要な器材等の整備については、国庫補助事業を活用し、令和2年度には歯科ポータブルユニット等の診療器材、令和6年度には衛星携帯電話、令和7年度には歯科保健医療活動の実施に必要な車両等の整備を実施した。

令和6年度から「大阪府災害時歯科保健医療提供体制推進懇話会」を設置し、府域における災害時の歯科保健医療体制について関係者間での情報共有等を行ってきたこと等を踏まえ、災害時の歯科保健医療活動にかかる指針を定めるもの。

（4）災害時の歯科保健医療にかかる連携体制

・本庁（保健医療調整本部）

関係機関・団体等と連携を図りながら、保健医療活動に関する情報連携、情報の整理及び分析を行い、広域的・総合的な視点から必要な活動を検討し、総合調整等を行う。また、必要に応じて、JDAT等の派遣について、関係機関と調整する。

- ・保健所（保健所保健医療調整本部）

保健所管轄区域の保健医療活動の拠点として、保健医療調整本部と連携しながら、管内の保健医療活動の総合調整を行う。管内市町村等の状況を把握し、状況に応じ、圏域保健医療調整会議または保健所保健医療調整会議を開催し、関係機関と調整する。

※圏域保健医療調整会議：大規模災害発生後からおおむねフェーズ4までの間に、主に救命救急、外傷治療等の医療救護活動において、医療圏域での連携を図るため、各圏域の災害拠点病院において開催

※保健所保健医療調整会議：おおむねフェーズ5以降に、主に慢性疾患の治療の継続といった医療救護活動や避難所等での保健活動において、保健所管内の連携を図るため、各保健所において開催

- ・市町村

住民に身近な保健サービスを提供する基礎自治体として、被災状況等の把握や、救護所及び避難所の設置、運営等を行う。必要に応じて、府に対して支援要請を行う。

- ・大阪府歯科医師会

各地区歯科医師会と連携し、会員歯科診療所の被災・復旧状況等を把握し、大阪府と共有するとともに、大阪府との協定に基づき、各地区歯科医師会・関係団体等と連携し歯科医療班を編成、派遣する。

- ・大阪府歯科衛生士会

会員の状況把握に努めるとともに、必要に応じて、大阪府歯科医師会、大阪府歯科技工士会等と連携し歯科医療班の編成、派遣に協力する。

- ・大阪府歯科技工士会

会員の状況把握に努めるとともに、必要に応じて、大阪府歯科医師会、大阪府歯科衛生士会等と連携し歯科医療班の編成、派遣に協力する。

- ・歯科系大学附属病院等

施設の被災状況等を把握し関係機関と情報共有するとともに、BCP（事業継続計画）に基づき、患者の受入れ等を行う。

（5）災害フェーズ

本ガイドラインでは、「大阪府災害等応急対策実施要領」及び「大阪府保健医療調整本部活動ガイドライン」に準じて、以下のとおりフェーズ（発災直後から復興までの時間の経過）の設定を行い、各フェーズの考え方については、「大阪府保健所災害対策マニュアル」と整

合を図る。

フェーズ	時間区分	考え方
フェーズ1	災害発生から 発災後3時間まで	発災後、迅速な体制の確立とともに、府民に対し避難情報など緊急情報の確実な発出と、応援機関に対する速やかな救助要請の伝達などを最優先する。また、災害対策本部会議を通じて、全庁の情報共有と対応方針の統一を図る。
フェーズ2	発災後24時間まで	迅速かつ円滑な救出・救助活動を行うため、人命確保を最優先した被害情報の収集と各機関への提供及び交通路等の確保と二次災害を防ぐ活動を実施する。
フェーズ3	発災後72時間まで	発災後72時間が経過すると生存率が急激に低下するため、確保しうるマンパワーを人命確保にかかる業務に最大限投入する。
フェーズ4	発災後1週間まで	避難者は発災直後のショック状態を脱しつつも、多様なニーズの発生が予測される。 避難者のQOL確保を優先業務とする。
フェーズ5	発災後2週間まで	ライフラインなど社会フローシステムの復旧が始まり、府民は生活の再建を意識し行動し始める。避難者のQOLを優先しつつ、生活再建に向けた動きを開始する。
フェーズ6	発災後1ヶ月まで	災害発生後の非常体制から復旧・復興に向けた体制に変更する時期となる。応急対策業務は概ねこの時期までに完了させる。以降、中長期的視野で復旧・復興を進めていく。

第2章 各フェーズの歯科保健医療活動

(1) フェーズごとの想定される状況と主な対応

大規模災害発生時の保健医療活動は、時間の経過による保健医療ニーズに応じて対応が異なることから、次のとおり各フェーズに応じた対応を整理する。ただし、フェーズの間隔や進行は、災害の規模や種類に応じて変動する可能性がある。

0. 初動体制の確立：概ね発災後 24 時間まで（フェーズ 1・2）

【想定される状況】

- ・傷病者が広域で同時多発し、医療ニーズが短時間で拡大
- ・上下水道や通信等、ライフラインが停止
- ・延焼や落下物による死傷者の発生

【主な対応】

- ・本庁（保健医療調整本部）

保健医療調整本部等の設置

大阪府歯科医師会に会員歯科医療機関の被災情報等の収集を依頼

- ・保健所保健医療調整本部

保健所保健医療調整本部の設置

管内の医療機関等の被災状況、医療ニーズに関する情報収集

圏域保健医療調整会議の活用等による、外傷治療等の医療救護活動にかかる情報共有や必要な取組みの検討

被災市町村の保健医療活動の把握

- ・大阪府歯科医師会

会員歯科医療機関の被災情報等の把握

歯科医療班の行動計画の検討

1. 緊急対応期：発災後 24 時間～72 時間（フェーズ 3）

【想定される状況】

- ・道路閉塞、渋滞等により避難所等への輸送が遅延
- ・口腔衛生資材の不足、避難者の口腔衛生状態の悪化
- ・社会福祉施設の保健医療ニーズの拡大

【主な対応】

- ・本庁（保健医療調整本部）

保健医療調整本部内に健康づくり班を設置

大阪府歯科医師会に災害医療コーディネーター（歯科）の派遣を依頼

JDAT 派遣要請を検討

（必要と判断した場合）

「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」に基づき、大阪府歯科医師会に歯科医療班の編成及び派遣を要請

厚生労働省を通じて JDAT 派遣要請

- ・保健所保健医療調整本部

管内医療機関の医療ニーズに関する情報収集

管内避難所情報の収集と分析

保健医療調整本部への支援要請及び各種調整

管内市町村の避難所への活動支援

- ・大阪府歯科医師会

会員歯科医療機関の被災情報等の把握

関係者との情報共有

災害医療コーディネーター（歯科）の派遣準備

歯科医療班の歯科医療救護計画の検討

2. 応急対応期①：発災後 7 2 時間～概ね 1 週間（フェーズ 4）

【想定される状況】

- ・ライフラインが一部復旧

- ・歯科保健医療ニーズの増加

（義歯の紛失・破損・不適合、口腔衛生不良、口腔機能低下等）

- ・避難所や災害時要配慮者に対する歯科保健医療活動が中心

【主な対応】

- ・本庁（保健医療調整本部）

JDAT の調整・配置計画の検討

- ・保健所保健医療調整本部
管内医療機関の医療ニーズに関する情報収集
管内避難所情報の収集と分析
保健医療調整本部への支援要請及び各種調整
管内市町村の避難所への活動支援

- ・大阪府歯科医師会
会員歯科医療機関の被災情報等の把握
関係者との情報共有
災害医療コーディネーター（歯科）の派遣
避難所等における歯科ニーズの集約、歯科保健活動の実施

3. 応急対応期②：発災後概ね1週間～1か月（フェーズ5・6）

【想定される状況】

- ・ライフラインが概ね復旧
- ・ライフライン復旧に伴う避難所の解消や集約
- ・避難者等の慢性疾患、公衆衛生への対応ニーズが広範囲で拡大

【主な対応】

- ・本庁（保健医療調整本部）
JDAT の配置計画の見直し
JDAT の派遣終了時期の検討
- ・保健所保健医療調整本部
情報収集・分析、各種調整
管内市町村における仮設住宅移行への活動計画策定と実施状況の確認、経過に応じた被災者支援の見直し
- ・大阪府歯科医師会
会員歯科医療機関の被災情報等の把握
関係者との情報共有
災害医療コーディネーター（歯科）の派遣
避難所等における歯科ニーズの集約、歯科保健活動の実施
地域歯科医療への移行、引継ぎの検討

4. 復旧・復興対策期：発災後概ね1か月～）

【想定される状況】

- ・仮設住宅等への入居による生活環境の変化
- ・地域の歯科医療提供体制が復旧

【主な対応】

- ・本庁（保健医療調整本部）

JDAT の配置計画の見直し

JDAT の派遣終了時期の検討

- ・保健所保健医療調整本部

情報収集・分析、各種調整

管内市町村における仮設住宅移行への活動計画策定と実施状況の確認、経過に応じた被災者支援の見直し

- ・大阪府歯科医師会

会員歯科医療機関の被災情報等の把握

関係者との情報共有

活動終了時期の検討

地域歯科医療への移行、引継ぎの検討

（2）災害時における主な歯科保健医療活動

- ・環境整備

避難所等において歯みがきや義歯清掃等を行いやすいよう、環境の整備（歯みがき等を行うための場所、水、物品等の確保等）や、水が少ない環境で歯みがき等を行うための啓発等を行う。

- ・アセスメント

D24H や保健所保健医療調整本部等からの情報（水道断水率、要支援者状況、歯科診療所の開院状況、避難所アセスメント結果等）に基づき、各市町村（医療圏）の状況を把握、分析する。また、必要に応じて、避難所等に JDAT を派遣し歯科ニーズを把握することで、介入支援を行う優先度を判断する。

- ・救護所等での応急処置

市町村や保健所からの要請に基づき、各市町村が設置する救護所等に JDAT を派遣し、救護所での応急歯科診療対応を支援する。

- ・避難所等での歯科保健活動

避難所や社会福祉施設等において、特に誤嚥性肺炎等のリスクの高い災害時要配慮者を中心に、歯科保健活動口腔衛生の管理、口腔機能の維持を推進する。

- ・地域歯科医療への移行、引継ぎ

地域の歯科医療の復旧状況等を踏まえ、歯科保健医療活動の終了時期を検討し、復旧する歯科医療機関に引き継ぐ。

第3章 受援体制

- (1) 受援に関する考え方

- (2) 必要な人的資源、物的資源の把握と検討

- (3) コーディネーターの配置

- (4) 関係団体等との連携

第4章 平時における災害時歯科保健医療体制の整備

- (1) マニュアル、指針、BCP（事業継続計画）等の整備

- (2) 関係団体等との連携

- (3) 訓練等の実施

- (4) 災害時の歯科保健に関する普及啓発

第5章 その他（資料等）

○関係機関連絡先一覧

○参考資料

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（平成29年7月1日）

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書実施細目

JDAT活動要領

https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/pdf/JDAT_v02.pdf

医療施設の災害対応のための事業継続計画（BCP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekka-kansenshou/influenza/kenkyu_00001.html

医療機関の事業継続（BCP）について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100030/iryo/saigaiiryo/jigyoukeizoku.html>